

別添 7

フレイル予防普及啓発業務について

1 目的

フレイル予防に係るポピュレーションアプローチ（元気な高齢者を含めた地域住民の集団に対し、予防についての広報啓発活動や環境整備を行う手法）及びハイリスクアプローチ（ハイリスクの人を特定し、それらの人に対して専門職により予防のための対応（介入）を行う手法）により、地域のフレイル予防を効果的に推進すると共に、市民ボランティアであるフレイルサポーター（以下「サポーター」という。）を中心とした住民主体のフレイルチェック測定会（以下「測定会」という。）の実施により、フレイル予防を通じた地域づくりに資することを目的とする。

- ① 測定会の実施による高齢者自身のフレイル状態への気づきを促すとともに、フレイル予防の取り組みへの動機付けを行う。
- ② ハイリスクアプローチによりフレイル・プレフレイル状態の高齢者を早期に適切な支援活動へつなげる。
- ③ サポーターと連携した事業展開により、地域高齢者へのフレイル予防を効果的に推進する。

2 業務内容

次の業務を行う。なお、業務の実施にあたっては、市が行う介護予防普及啓発事業や住民主体型介護予防事業の他、市から委託された生活支援体制整備事業や認知症地域支援・ケア向上推進事業等と連携し、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施するものとする。

(1) 測定会の企画・運営

- ① 測定会の開催を企画する。測定会は圏域内で年間2回以上実施するものとする。
- ② 測定会の運営については、サポーターが主体となって運営できるよう、支援を行う。
- ③ 測定会の開催にあたり、適宜サポーターとの連絡・調整のためのミーティングを行う。

(2) フレイル予防普及啓発活動

フレイルサポーターと連携し、測定会参加者や地域住民等を対象とした、フレイル予防普及啓発活動を実施する。

(3) ハイリスク者へのアプローチの実施

測定会の実施により把握されたフレイルリスクが高い者（ハイリスク者）に対し、必要なアプローチを行う。

(4) その他の業務

市からフレイルチェック事業に係る協力依頼があった場合は、当該事業に協力するものとする。

3 測定結果の提出

フレイルチェック測定会を実施した際には、市が指定する様式により測定結果及び測定データを市へ提出する。